

## 居宅介護支援 重要事項説明書

＜ 2025年 2月 1日現在＞

### 1 訪問介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	有限会社 ケアリング京都
代表者名	代表取締役 東 隆
所在地・連絡先	(住所) 京都市左京区北白川西平井町14-4 (電話) 075-781-6819 (FAX) 075-781-4489

### 2 事業所の概要

#### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	在宅サポート・北白川
所在地・連絡先	(住所) 京都市左京区一乗寺梅ノ木町16 (電話) 075-708-1680 (FAX) 075-708-1681
事業所番号	京都市指定 2670601513
管理者の氏名	赤澤 裕美子

#### (2) 事業所の職員体制

##### ① 管理者 1名（主任介護支援専門員、常勤兼務）

管理者は事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理及び居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行う。

##### ② 介護支援専門員 2名以上（常勤1人以上（管理者を含む）、非常勤1人以上）

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成、給付管理等を行う。

#### (3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	京都市左京区内 岩倉地区および上高野地区以南
------------	------------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

#### (4) 営業日・営業時間

営業日	営業時間
月曜日 ～ 金曜日	8:30 ～ 17:30

営業しない日	土・日曜日、12月30日～1月3日、8月14日～8月16日
--------	-------------------------------

※ 24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等からの相談に対応できる体制を確保いたします。  
営業時間外の連絡先 050-7123-0255

### 3 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法

- (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- (2) 要介護等認定の申請代行
- (3) 給付管理業務

### 4 費用

#### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合

があります。その場合、利用者様は1ヶ月につき要介護度に応じて下記の利用料をお支払ください。利用料のお支払と引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

- ・当事業所の地域区分は5級地です。(単価：10,7円)

区分	取扱い件数	要介護1・2	要介護3・4・5
i	45件未満	11,620円/月	15,097円/月
ii	45件以上60件未満	5,820円/月	7,532円/月
iii	60件以上	3,488円/月	4,515円/月

※ iiとiiiについて：45件以上の部分について算定

- ・加算項目

サービス内容	サービス単位	サービス利用料金
特定事業所加算(Ⅱ)	421 単位	4,504円/月
特定事業所加算(Ⅲ)	323 単位	3,456円/月
特定事業所医療介護連携加算	125 単位	1,337円/月
初回加算	300 単位	3,210円/月
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250 単位	2,675円/月
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200 単位	2,140円/月
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450 単位	4,815円/回
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600 単位	6,420円/回
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600 単位	6,420円/回
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750 単位	8,025円/回
退院・退所加算(Ⅲ)	900 単位	9,630円/回
通院時情報連携加算	50 単位	535円/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	2,140円/回
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	4,280円/月

## (2) 交通費

2の(3)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は、通常の事業実施地域の境界から利用者宅までの距離を計算し、100円/kmをご負担いただきます。

## (3) 利用料等のお支払方法

毎月、20日までに前月分の請求をいたしますので、末日までに下記のいずれかの方法によりお支払ください。お支払いの確認をしたら、領収書を発行します。

- ① 利用者指定口座からの自動振替                      ② 現金支払い

## 5 事業所の特色等

### (1) 事業の目的

要介護者からの相談に応じ、要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(2) 運営方針

事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努めます。利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的な介護サービス計画に基づいて介護サービスが提供されるよう配慮して行います。

(3) その他

アセスメント：利用者様の直面している課題等を評価し（アセスメント）、利用者様に説明の上、ケアプランを作成します。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口	窓口責任者 橋本 尚弥 ご利用時間 月～金曜日 8：30～17：30 ご利用方法 電話 708-1680 FAX 708-1681 ※ 夜間及び土・日曜日は電話対応 050-7123-0255
京都市左京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00 電話番号：075-702-1071
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談係	京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地 COCON烏丸内 受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-354-9090

7 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行います。

<緊急連絡先1（ご家族等）>

氏名		続柄	
住所			
電話番号	(自宅)	(携帯)	

<緊急連絡先2（ご家族等）>

氏名		続柄	
住所			
電話番号	(自宅)	(携帯)	

8 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者、その家族に関する秘密の保持について

事業者はサービスを提供する上で知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。

(2) 個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族に個人情報についても予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議で用いません。

事業者は、利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

9 サービス利用に当たっての留意事項

(1) 居宅介護支援の提供開始後、入院された場合は、担当介護支援専門員の氏名と当事業所の連絡先等を入院先医療機関にお知らせください。

(2) 利用者様がケアプランに位置付ける居宅サービス事業について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、介護支援専門員に対し、その事業所をプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

(3) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

当事業者は居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付のうえ、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明年月日 : 令和 年 月 日

事業者	住 所	京都市左京区一乗寺梅ノ木町16
	事業者名	有限会社 ケアリング京都
	事業所名	在宅サポート・北白川 (事業所番号 2670601513)
	代表者名	代表取締役 東 隆

説明者	職 名	介護支援専門員
	氏 名	

私は、重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

利用者本人	住 所
	氏 名

(署名・法定) 代理人	住 所
	本人との続柄
	氏 名